

令和2年

第29回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年7月27日(月)

伊勢原市農業委員会

第29回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年7月27日(月) 午前10時10分～

2 開催場所 伊勢原市役所3階 全員協議会室

3 委員在任定数 10名

1 大木 克美	6 廣木 孝幸
2 越地 進	7 木村 勇
3 杉本 和彦	8 萩原 隆雄
4 横山 正博	9 鈴木 雅之
5 岸田 文雄	10 黒田 義夫

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 大木 克美
越地 進

7 議長 黒田 義夫

8 事務局等職員出席者

伊藤 陽一(事務局長)
青木 優
松本 拓也
岸 好夫

9 傍聴者 0名

10 審議内容 (開会 午前10時10分)

[事務局長] 定刻となりましたので、只今より第29回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本会議は、「伊勢原市審議会等の公開に関する要綱」の規定で公開することになっておりますが、本日、傍聴を希望されている方はおりません。在任定数10名、全員出席でございますので、第29回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。
議長、宜しく申し上げます。

[議長] それでは、只今から、第29回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、1番・大木 克美委員と2番・越地 進委員の両名にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告4件、議案4件の計8件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が9件ありました。
この届出は、相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。

はじめに、報告第1号の1です。相続日は、令和2年2月9日で、市内石田にお住まいの方が、石田字曲り坂の農地4筆、同字外堀の農地6筆、同字長町の農地10筆、同字下河内の農地1筆、合計21筆、面積6,441平方メートルを相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年6月17日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、令和元年9月16日で、平塚市内にお住まいの方が、小稲葉字池ノ谷の農地1筆、沼目字中道下の農地1筆、合計2筆、面積1,922平方メートルを相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年7月6日です。

次に、報告第1号の3です。相続日は、令和元年9月19日で、平塚市内にお住まいの方が、小稲葉字池ノ谷の農地1筆、同字下河内の農地3筆、合計4筆、面積2,597平方メートルを相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年7月7日です。

次に、報告第1号の4です。相続日は、令和元年6月22日で、平塚市内にお住まいの方が、小稲葉字宮之東の農地1筆面積248平方メートルを相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年7月7日です。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続により所有権を取得した旨の届出が4件あったという内容になっております。何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] 無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするときは、農地法第4条第1項の規定に基づく届出が必要となります。
お手元資料にあります2件の届出、合計2筆、206平方メートルについて、報告させていただきます。この2件の届出は、いずれも比々多地区内で、この2件の2筆を一体的に活用して駐車場とするものです。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容につきましては、市街化区域内の農地の転用届出が2件あったという内容になっております。何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 報告第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明します。
この証明は、相続税納税猶予期間の3年ごとの証明です。比々多地区で1件、成瀬地区で3件、大田地区で2件の申請がありました。

報告第3号の1、申請人は板戸にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年7月8日で、対象農地の明細は7ページです。神戸字上満寺に3筆、面積は、2,323平方メートルです。7月9日に事務局で現地調査を行い、対象の水田は水稻が作付けされ、良好に管理されていることを確認したため、7月17日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第3号の2、申請人は高森4丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年7月8日で、対象農地の明細は8ページです。高森7丁目に3筆、面積は1,313平方メートルです。6月22日に事務局で現地調査を行い、対象農地は市街化区域内で、ナス、人参、トマトなど露地野菜が作付けされ、良好に管理されていることを確認したため、6月23日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第3号の3、申請人は高森4丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年6月19日で、対象農地の明細は9ページです。下糟屋字藏之下に1筆、東富岡字竹林に3筆、合計5筆、面積は2,910平方メートルです。6月22日に事務局で現地調査を行い、対象農地は玉ねぎ、枝豆、サツマイモが作付けされ、良好に管理されていることを確認したため、6月23日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第3号の4、申請人は高森7丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年6月24日で、対象農地の明細は10ページです。高森7丁目に9筆、面積は2,258平方メートルです。6月24日に事務局で現地調査を行い、対象農地は柿、梅、みかん等が作付けされ、良好に管理されていることを確認し、6月24日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第3号の5、申請人は沼目4丁目にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年7月3日で、対象農地の明細は11ページ、12ページです。池端字東池田に2筆、同字塚越に2筆、同字五反地に4筆、沼目字砂田に2筆、同字澤尻に3筆、同字五反地に1筆、沼目7丁目に4筆、合計18筆、面積は9,001平方メートルです。7月3日に事務局で現地調査を行い、対象農地は、水稻、ねぎ、ナス、枝豆、サツマイモなどが作付けされ、良好に管理されていることを確認したため、7月8日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に報告第3号の6、申請人は厚木市にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和2年6月11日で、対象農地の明細は13ページです。小稲葉字七曲りに1筆、面積は956平方メートルです。6月12日に事務局で現地調査を行い、対

象農地の水田は、田植えの準備がされ、良好に管理されていることを確認し、6月16日付けで専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続税納税猶予の適用を受けるため、引き続き農業経営を行っている旨の証明願いが6件提出されたという報告でした。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] よろしいですか。無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第4号、農地法第5条第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第4号は、電気通信事業者が行う送電用工作物や携帯電話基地局の設置に伴う農地転用は、農地法第5条第1項ただし書きに該当し、農地転用は不要ですが、県との事前協議が必要です。今回、高部屋地区で1件の届出がありました。

報告第4号の1、図面番号1番をご覧ください。届出人は東京都内の電気通信事業者です。転用の目的は日向字大久保の畑1筆、面積は852平方メートルの一部、4平方メートルに携帯電話基地局を設置するものです。工期は、一時転用の許可日から約4ヶ月間、届出は、6月15日です。既に、事業計画書は県に提出し、事前協議は完了しています。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、電気通信事業者より携帯電話基地局の農地転用の届出が1件あったという報告でございます。何かご質問がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

[議 長] 無いようですので、議案に入ります。

[議 長] 議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明します。
相続税の納税猶予とは、農業を営んでいた被相続人が、農業の用に供している農地を、農業を引き継ぐ相続人が相続した場合、相続税の納税が猶予される制度です。猶予された税額は、相続を受けた方が死亡した場合に納税が免除されます。今回、比々多地区で1件の申請がありました。

議案第1号の1、申請人は市内三ノ宮にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。対象農地の明細は16ページ、17ページです。

申請地は岡崎字権現堂に2筆、三ノ宮字下木津根に3筆、中木津根に2筆、上木津根に11筆、合計18筆、面積15,614平方メートルを特例農地として申請しています。

7月3日に、地区の農業委員と事務局で現地調査を行い、ブドウ・梨を中心に夏のシーズンに合わせて直売所用の野菜と水稻がきれいに作付けされ、全筆良好に耕作管理されていることを確認しました。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいたします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおりでございます。どの圃場も良く管理され、作付けがされてきました。特に、ぶどう・梨・柿が栽培の中心ですが、どの園地も管理状況が素晴らしく、問題は見当たりませんでした。ご審議のほど宜しくお願いします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第1号の1について、何かご質問・ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第1号の1について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、比々多地区で1件、高部屋地区で1件、大田地区で1件の申請がありました。

議案第2号の1、図面番号は2番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は三ノ宮字上叔母様の農地4筆、合計面積は、1,506平方メートルの一団の畑です。

登記地目が墓地となっておりますが、現況は、柿・ブドウ畑の一部になってるため、農地として3条申請にて扱うものです。譲渡人は三ノ宮の方で、譲受人も三ノ宮の方です。

譲受人は、平成30年5月にも3条申請があり農地を取得しています。

農業経営は、鳥獣害被害が多い地域ですので、梅の栽培を行う計画で、現地に梅の苗木を植える予定となっております。この土地は、譲受人の先代が借りて耕作をしていた経過がある土地だと申請人から聞いております。譲受人世帯の経営農地面積は、取得農地を含めまして、6,264平方メートルとなり、下限面積の特段面積30アールを超えていますので農地取得に支障はありません。

7月14日に事務局と地区農業委員さんの合同で現地調査を行い、既存の所有農地には梅が作付けされ、今回、取得する農地には柿・ブドウの古木が作付けされており、農機具の保有も確認しています。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号の該当事項はありませんでした。以上です。

次に議案第2号の2です。図面番号は3番です。あわせて公図をご覧ください。

申請地は上粕屋字辻東の農地2筆、面積は760平方メートルです。譲渡人は横浜市と埼玉県戸田市にお住いの方で、譲受人は上粕屋にお住いの方です。今回、経営規模拡大の

ため申請されましたが、譲受人世帯の伊勢原市内での経営農地面積は4,832平方メートルで、下限面積の特段面積30アールに達しており農地取得に支障はありません。

令和2年7月20日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されていることを確認しました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号の該当事項はありませんでした。

次に議案第2号の3です。図面番号は4番です。あわせて公図をご覧ください。

本件は、前回審議され継続審議となりました議案と同一案件です。農地法第3条の規定では、所有権の移転や使用貸借、賃貸借等の権利を設定する場合には、全ての農地を効率的に耕作できること、農作業に常時従事する事（150日以上）、権利取得後の耕作をする農地の合計が下限面積以上（伊勢原市では30アール）であること、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障をきたす恐れがないことが許可の基準となっています。

前回の審議では、耕作面積、農業意欲、耕作の現況等の許可に必要な基準について曖昧な判断による説明で継続審議となりました。その為、総会后申請者と協議し、継続審議案件は取り下げ、あらたに農地法第3条第3項の規定による解除条件付き使用貸借権の権利設定で申請をするものとししました。

農地法第3条第3項の規定では、使用貸借権や賃借権が設定される場合において、契約書に契約解除条件が付されていること、継続かつ安定的に農業経営を行うことが見込まれること、常時従事することが認められる場合には、許可することができるとされています。それにより参考資料にもありますが、地域での適切な役割分担、継続的かつ安定的な農業経営を行うように農地使用貸借契約を結び、営農計画書、確認書を作成し、権利を取得後不適正な利用があった場合には契約解除をすることで所有者に戻すことができるよう明確にしています。権利の設定後は許可基準に適合するように耕作を行っていたら、基準に満たす事が認められるようになります。再度、所有権の申請を行なうよう指導しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

[事務局] 先ほどの議案第2号の1について補足させていただきます。説明にありましたとおり、申請地の登記地目は墓地となっています。現在も墓地台帳に登載された状態となっておりますので、後々の問題とならないよう、関係者から過去の経過、今後の土地利用について聴取した上で然るべき手続きをとっていただき、その完了をもって許可してまいりたいと考えております。ご審議の程よろしく申し上げます。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員から補足説明がございましたら、お願いいたします。はじめに、議案第2号の1につきまして、「三ノ宮地区」からお願いいたします。

[地区担当委員] 7月23日に地区担当委員5名で現地の確認をいたしました。譲渡人は70歳を超える女性ですが、現在は一人暮らしで後継者もおりませんので、数年前から耕作をされてなく、荒廃地になってしまう可能性もあります。譲受人は梅の栽培の実績がございまして、事務局の説明のとおり、経営規模拡大による購入ということとございまして、6次産業に繋がる可能性、さらには荒廃地対策の協力者と言っても過言ではなく、特段の問題はございませ。ご審議の程よろしく申し上げます。

[議長] 次に、議案第2号の2につきまして、「上粕屋地区」をお願いいたします。

[地区担当委員] 7月24日に高部屋地区の委員と合同で現地を確認してまいりました。現地は、養鶏所に隣接し、申請者は自家用の野菜を栽培する目的で取得したいとのことでした。何ら問題はないと判断しておりますので宜しく申し上げます。

[議 長] 続きます、議案第2号の3につきまして、「下平間地区」をお願いいたします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおり、改めて使用貸借契約でやっていくということでございます。ご審議の程よろしくをお願いします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので審議に入ります。

[議 長] 議案第2号の1について、何か御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 次に、議案第2号の2について、何か御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の2について、「原案のとおり許可する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 続きます、議案第2号の3について、何か御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

[A 委員] 添付資料の営農計画書にある年間の収支計画書で150万円の収益となっているのは実績ではなく計画だというのはわかります。耕作状況は目視等で確認されていると思いますが、トラクターを7月に購入となっているのは予定ですか。

[事務局] 既に農協から中古で購入しています。

[A 委員] 取得する土地に継続して通えるかどうか判断基準になっていますが、自動車でも40分程度となっていますから問題はないと思います。国の許可基準に基づいて審査して、特に問題ないということであれば、使用貸借で履行されることをお願いしたいと思います。

[B 委員] これは使用貸借で、お金をもらわないということですか。

[事務局] はい。

[議 長] 他にございませんか。無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号の3について、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、伊勢原地区1件、比々多地区で1件、高部屋地区で1件の申請がありました。

議案第3号の1、図面番号は5番です。あわせて公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、東大竹字上谷戸の5筆で、道路を挟んで2箇所となりますが、合計面積3,694平方メートルを資材置場として使用するための転用申請です。

譲渡人は東大竹にお住まいの方です。譲受人は厚木市上荻野の貿易会社です。厚木市七沢の貿易会社と経営者が同じで、新会社に事業の一部を引き継ぎ分社化する計画です。

七沢の貿易会社は4月3条議案の審査時に農機具調査で農業委員2名と現地訪問しています。上荻野に昨年6月に新会社を立ち上げましたが、用地取得が進まず計画した規模の敷地が条件内で入手困難となったことから、適地を探していたとのことでした。

業務の内容は、主に中古の建設機械・農業機械・自動車・船舶などを集め、この場所を「有価物の集積場所」として使用し、年間30本から40本の輸出用コンテナに梱包して輸出しています。

申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりには10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準については、敷地内は砂利引き舗装とし、雨水は浸透トレンチにて敷地内処理します。周囲は道路・宅地・山林に囲まれ農地には接していません。境界には1.2メートルの単管パイプで囲み、東区画の南側段差には土留め用として1メートルのコンクリート板を設置、出入り口は幅1.2メートルで現時点オープンとします。

防犯用の門扉・カメラなどは、今後、必要に応じて検討されますが、現時点、水道・電気設備は設けていません。

計画としては周辺農地への影響もなく、資金計画も適切であると判断されます。なお、伊勢原市まちづくり推進条例の手続きは、6月24日に事前協議書提出済みです。転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

次に議案第3号の2、図面番号は6番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。申請地は、善波字下改戸の2筆、合計面積425平方メートルを転用目的ドックランとして転用申請されたものです。譲渡人は川崎市中原区にお住まいの2名の方です。

譲受人は、秦野市鶴巻南にお住まいの会社員です。この方は、隣の住宅を含めて購入予定で、国際的なブリーダーの資格があり、現在、大型犬3頭を飼育され、自宅80平方メートルと愛知県の訓練所にて、主に警察犬・救助犬を育て訓練を行っています。

地元の委員から電話があり、犬の声・悪臭でトラブルがあると困るので、地元の説明をして欲しいとの連絡があり、代理人に伝えてあります。ドックランと聞きますと、「犬の声・悪臭」を連想しますが、代理人には自治会長の指示に従い、説明を尽くすよ

う依頼しました。申請地の立地基準は、宅地や雑種地により分断され、農地の広がりや
10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準についてですが、ドックランは芝生を張り、駐車場の一部は砂
利敷きとします。ドックランは周囲に1.5メートルの金網フェンスを張り、犬舎・倉
庫・屋外トイレについては、許可が必要でない範囲に設置します。糞尿の処理についても
適切に処理します。周囲は主に宅地と水路に囲まれています。農地に影響が出ないよ
うにします。また、資金計画も適切であると判断されます。なお、本件は500平方メ
ートル以下ですので、まちづくり条例の対象外で、他法令の手続きはなく、転用計画に
変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

次に議案第3号の3、図面番号は7番です。あわせて公図、土地利用計画図をご覧く
ださい。申請地は、上粕屋字鳥居崎1188番1、面積1,026㎡を新東名高速道路
高架橋建設工事に伴う仮設現場事務所として一時転用申請をするものです。権利関係は、
賃貸借権設定です。本件は、平成29年7月21日付けで、令和2年8月31日までの
2年間、仮設現場事務所として一時転用許可が下りていますが、埋蔵文化財発掘調査の
長期化により本体工事に遅延が生じ、許可期限日まで工事が終了しないことから、あら
ためて2年間の一時転用許可を求めるものです。

申請地の立地基準は、前面市道に下水道や上水道が敷設されており、近隣に山王中学
校や山王幼稚園があることから「第3種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準について、転用計画として申請地の上にシートを敷き、その上
にアスファルト舗装や砂利を敷きます。敷地内の周囲には土側溝を設けて敷地内浸透と
します。また、申請地の外周は万能鉄板で囲い、周囲の宅地や農地に影響が出ないよ
うにします。資金計画も適切であると判断され、他法令の手続きもなく、転用計画に変更
が生じることのないため、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員から補足説明がございましたらお願いいた
します。はじめに、議案第3号の1につきまして、「東大竹地区」からお願いいた
します。

[地区担当委員] 現地を確認しましたが、特に周囲に農地はなく、家が1軒ありますが、この会社は車の
整備をやるようですので、騒音の問題がクリアできて、事務局の説明のとおりであれば大
丈夫だと思います。

[議 長] 騒音関係の対策を何か聞いてますか。

[事務局] 今の話は代理人には口頭で伝えたいと思います。西側に元の地主が住んでおりますの
で、計画の概要は承知していますし、今回の意見をよく説明するよう伝えておきます。

[議 長] 次に、議案第3号の2につきまして、「善波地区」をお願いいたします。

[地区担当委員] 7月23日地区の委員5名で現地を確認しました。周囲に農地はなく、農地に影響を及
ぼすことはございません。懸念されるのは環境問題で、先ほどの事務局から説明がありま
したとおり、代理人に伝えてあるということですので、近隣住民への説明がなされてくる
と思います。ご審議の程よろしく申し上げます。

[議 長] 続きまして、議案第3号の3につきまして、「上粕屋地区」をお願いいたします。

[地区担当委員] 7月24日に高部屋の地区委員と現場を書確認してまいりました。事務局の説明にもあ
りましたように、平成29年7月に一時転用で建築物が建っております。内容的には埋蔵

文化財の発掘調査の長期化ということで、あと2年程延長したいとのこと。現場は図面のとおり、建物と駐車場が整備されており、何ら問題はないと判断しました。ご審議の程よろしくお願ひします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員からの補足説明が終わりましたので審議に入ります。

[議 長] 議案第3号の1について、何か御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

[C 委員] この厚木市七沢にある会社は国際貿易ですか。近くの人に聞くとパーツなどが山積みになっていて、いつ崩れるか、燃えてしまわないか心配していました。あのような状態になるのか心配で、その辺は確認とれてるんですか。

有価物の機械をもってきて整備しているなら問題ないが、仮置きといっても山積みになってしまうと環境に良くないと思う。

[事務局] 法的な規制があるかどうか、有価物か廃棄物かを環境美化センターに手続きをしてもらっているところです。環境美化センターでは、一般廃棄物しか扱わないので、産業廃棄物の場合は県の指導となります。今、まちづくり条例の手続きを進めており、転用の許可は、その許可と並行となりますし、こうした法的な手続は進めています。

[C 委員] 県の許可が下りたら、この話も有効になるということであれば結構です。

[議 長] 他にございますか。無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の1について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 次に、議案第3号の2について、何か御質問・御意見がございましたらお願いいたします。

[A 委員] 2筆が農地転用の申請されており、隣接地に宅地があると思いますが、説明では、隣接する宅地を含む訓練用地として転用するという表現になっています。隣接する2筆の中にドッグランを作って、隣接する464番3は元々宅地ということですね。この地番は既存宅地ですか。

[地区担当委員] 建物が建っています。

[A 委員] それなら結構です。

[議 長] 他にございませんか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の2について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の2については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 続きまして、議案第3号の3について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第3号の3について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の3については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、同意市町村である伊勢原市が農用地利用集積計画を定める場合、「農業委員会の決定」が必要です。
お手元資料にあります9件、45筆、20,825.9平方メートルの新たな利用権の設定に関する意向の申出について、御審議をお願いします。

まず、伊勢原地区の2件、2筆、968平方メートルの申出について御説明いたします。利用権の設定を受ける者は、本市の認定農業者に係る更新手続中の者で、畜産のほか、水稲を栽培しており、規模拡大に資するものです。

次に、高部屋地区の1件、3筆、5,468平方メートルの申出について御説明いたします。利用権の設定を受ける者は、伊勢原大山インターチェンジ周辺の土地区画整理事業の予定地内の営農者であることから、今後も営農を継続するため、農地の紹介を求められておりました。石田の御自宅から借り受けていた上粕屋地内の農地までの間で探索した結果、所有者から了承を得られたことから今回の申出に繋がりました。

なお、お手元資料では経営面積が「0」となっておりますが、これは、土地区画整理事業を見据えて、本年4月30日で満了する利用権の更新が行われなかったためです。

次に、成瀬地区の2件、9筆、2,976平方メートルの申出について御説明いたします。これら2件は、第26回伊勢原市農業委員会総会において、利用権の更新の決定をいただきましたが、意向の申出、及び同意の取得後から利用集積計画の決定、及び公告までの間に、所有者が亡くなっていたこと、相続の開始があったことが判明しました。

このため、農用地利用集積計画の公告による効果が、これら農地に関しては発生していないと考えられたことから、2名いらっしゃる法定相続人の両名から、改めて御同意をいただき、皆様にお諮りするものです。なお、本件は、報告第1号の1に関係するものです。

また、第5号の方につきましては、お手元資料では経営面積が「0」となっておりますが、これは更新により面積があったものを一度削除しているためです。

次に、大田地区の4件、31筆、11,413.9平方メートルの申出について、御説明いたします。利用権の設定を受ける者は、本市の認定農業者、又は認定農業者に係る更新手続中の者などで、これらの者の規模拡大に資するものです。これらの新しく利用権を

設定することとなる申出については、伊勢原市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想等に適合すると考えます。

なお、決定をいただいた本集積計画は、伊勢原市長による決定後、7月31日に公告される予定です。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議長] 議案第4号について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第4号の1について、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第4号については、「原案のとおり認める」といたします。

[議長] 以上をもちまして、第29回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。

[事務局長] ありがとうございました。次回の総会は、8月27日、木曜日となります。会場につきましては、市役所2階の2C会議室でございます。よろしくお願いいたします。

【 11時58分 終了 】

令和2年7月27日

議長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____